

平素は次亜塩素酸をお使い頂きましてありがとうございます。

この度、製品評価技術基盤機構（NITE）による、取扱中の次亜塩素酸水における安全性・有効性の情報公開が推奨とされましたのでNITEに準拠した形でご報告致します。

1、次亜塩素酸取扱い商品

品名：微酸性次亜塩素酸水溶液（希釈タイプ）

主成分：次亜塩素酸 (HClO)

原料：水、塩、二酸化炭素（食品グレードの原料を使用）

有効塩素濃度：500ppm 強（製造時）

液性：微酸性（pH5.8前後）

使用期限：製造後約3ヶ月（製造日は製品に記載あり）

製法：無隔膜電解槽で電気分解した電解水に二酸化炭素をマイクロ混合製

保存容器：スカウトパウチ（紫外線カット 約99.9%）、ダンボールBOX

保存方法：冷暗所（冷蔵庫）に保存して下さい。

使用方法：用途に応じて水道水で希釈してご利用下さい。

有効塩素濃度：冷暗所（冷蔵庫）保存で約3ヶ月間は500ppm以上を保持

※目安：3か月以上の場合1ヶ月あたり約20ppm低下

※有効塩素濃度は紫外線や温度により影響を受けます。

2、安全性の試験（水道水で10倍（1：9）に希釈した約50ppmにおいて）

(1) ヒト培養角膜モデルを用いる眼刺激性試験 第 20038022001-0101 号

【試験方法】 OECD Guideline for Testing of Chemicals 492（2019）準拠【試験日】試験実施時期 2020/5/26【結果】非刺激性と評価【試験機関】一般財団法人 日本食品分析センター

(2) ヒト培養皮膚モデルを用いる皮膚刺激性試験 第 19092780001-0401 号

【試験方法】 OECD Guideline for Testing of Chemicals 439（2019）準拠【試験日】試験実施時期 2019/9/26【結果】非刺激性と評価【試験機関】一般財団法人 日本食品分析センター

(3) 雌マウスを用いる急性経口毒性試験 第 20000100001-0101 号

【試験方法】 OECD Guideline for Testing of Chemicals 420（2001）準拠【試験日】試験実施時期 2020/1/8～2/24【結果】異常および死亡例なし【試験機関】一般財団法人 日本食品分析センター

(4) 食品添加物規格基準試験 第 19133019001-010 号

【試験方法】厚生労働省食品添加物公定書（微酸性次亜塩素酸水）【試験日】分析実施時期 2019/11/14【結果】性状確認試験3・pH・純度試験・含量すべて適合【試験機関】一般財団法人 日本食品分析センター

(5) 超音波噴霧器利用時に発生する塩素ガス試験

【試験方法】作業環境基準準拠【試験日】分析実施時期 2020/6/5【結果】検出限界値（0.05ppm）以下【試験機関】株式会社環境技術センター

(6) 総トリハロメタン（0.001mg/L）、塩素酸（0.71mg/L）、臭素酸（0.014mg/L）検出試験【試験方

法】イオンクロマトグラフ法やHS-GC-MS法等【試験日】検査年月日2020/1/23～1/31【結果】水道水水質基準とほぼ同等【試験機関】環境未来株式会社

(7) 急性吸入毒性試験 第9428365-00号

【試験方法】マウス6匹を使ったOECD TG436準拠 経済協力開発機構試験ガイドライン【試験日】2020/8/28～2020/9/11【結果】異常および死亡例なし【試験機関】第三者分析センター

3、有効性の試験（水道水で10倍（1：9）に希釈した約50ppmにおいて）

(1) ウイルス不活性化試験 北環発 2019_0440号

【試験方法】試験品9容量にウイルス液0.1mLを混合し、所定時間作用させる（TCID50法で感染価を測定）【供試ウイルス】ネコ腸コロナウイルス（Feline enteric coronavirus, WSU 79-1683株）

【試験期間】2020/2/21～2/25【結果】15秒後 検出限界値以下：不活性効果あり【試験機関】一般財団法人 北里環境科学センター

(2) 超音波噴霧器を使った室内浮遊菌の抑制試験 北生発 2017_0117号

【試験方法】JEM1467の付属D「浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験」準拠【試験品】噴霧器（型番：RL-W1711、噴霧方式：超音波式、噴霧量：約200ml/時）、次亜塩素酸水溶液（約500mg/L、pH5.8 水道水で10倍希釈して使用）【試験微生物】Staphylococcus aureus NBRC12732（菌）

【試験空間】25m³【試験日】試験実施時期 2017/8/7～8/10【結果】45分後 99.94%抑制【試験機関】一般財団法人 北里環境科学センター

(3) アレルゲン不活性化試験 第 19092780001-0101号

【試験方法】アレルゲン溶液を添加、混合し所定時間後に試験溶液中のアレルゲン濃度をELISA法により測定する【アレルゲン】スギアレルゲン：精製スギ花粉抗原Cryj1【試験期間】2019/9/16【結果】1分後アレルゲン検出限界値以下【試験機関】一般財団法人 日本食品分析センター

(4) 殺菌効果試験（クロカワカビ）第 1909278001-0201号

【試験方法】検体10mlに試験菌液0.1mL（菌数1億/ml）を接種後、所定時間後に試験液中の生成菌を測定する【供試菌】Cladosporium sphaerospermum NBRC 6348（クロカワカビ）【試験期間】2019/8/8【結果】1分後生成菌 検出限界値以下【試験機関】一般財団法人 日本食品分析センター

(5) ウイルス不活性化試験 第 1909278001-0301号

【試験方法】感染価測定法 TCID50法：検体1mlにウイルス液（0.1ml）を添加、混合し、所定時間後に所要液中のウイルス感染価を測定【供試ウイルス】Influenza A virus(H1N1) A/PR/8/34 ATCC VR-1469【使用細胞】MDCK(NBL-2)細胞JCRB 9029株【試験期間】2019/9/23【結果】1分後生成菌 検出限界値以下【試験機関】一般財団法人 日本食品分析センター

以上

これらの情報は、経済産業省、消費者庁、厚生労働省から発表された「令和2年6月26日現在「次亜塩素酸水」の使い方・販売方法等について（製造・販売事業者の皆さまへ）」に従い情報公開するものです。決して、手指消毒が出来る、医薬品である等の広告をするものではございません。当社で取扱い中の次亜塩素酸は雑貨（拭取り除菌）の区分にはいりません。

当社は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を遵守致します。